

# 第 1 1 回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和元年 1 2 月 2 6 日

出席者	1. 菊池勇夫	2. 中野誠五	3. 甲斐奉文	4. 中田辰美
	5. 森田正春	6. 林田寿利	7. 柳田隆喜	8. 田野敏広
	9. 山口時義	10. 藤本政嗣	<del>11. 黒木民徳</del>	12. 藤田博文
	13. 菊田正光	14. 竹田親吏		

議事録署名人 14番 竹田 親吏 委員 1番 菊池 勇夫 委員

開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会

発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和元年第 11 回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は、11 番黒木民徳委員より欠席届が出ております。ただ今の出席委員は 13 名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>会長、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>&lt;挨拶&gt;</p> <p>それでは日程表に従いまして、令和元年第 11 回総会を進行していきます。</p> <p>日程第 1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。14 番竹田親吏委員、1 番菊池勇夫委員、よろしくお願ひします。</p> <p>続いて日程第 2、会期の日程は本日 1 日といたしますがよろしいですか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p> <p>異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定します。</p> <p>それでは日程第 3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第 28 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>2 ページをお開きください。議案第 28 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による利用権設定の許可申請があったので、承認</p>

を求める。令和元年 12 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 83 番から 90 番までの 8 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号 83 番から 86 番ですが、譲受人が同一のため、一括して説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町南郷水清谷の 73 歳の方です。

受付番号 83 番。譲渡人は、美郷町南郷水清谷の 92 歳の方です。申請地は、南郷水清谷字猪ノ原、田 1 筆、315 m<sup>2</sup>になります。

受付番号 84 番。譲渡人は、日向市平岩の 55 歳の方です。申請地は、南郷水清谷字猪ノ原、田 1 筆、722 m<sup>2</sup>になります。この 2 件は申請理由が使用貸借で、利用計画は水稲となっております。

受付番号 85 番。譲渡人は、美郷町南郷水清谷の 61 歳の方です。申請地は、南郷水清谷字赤木、田 1 筆、598 m<sup>2</sup>になります。

受付番号 86 番。譲渡人は、日向市東郷町の 58 歳の方です。申請地は、南郷水清谷字赤木、田 3 筆、1,388 m<sup>2</sup>になります。この 2 件は申請理由が賃貸借で、利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営は、自作地のみ 1,462 m<sup>2</sup>ですが、今回 3 反以上の借受ということで、下限面積はクリアとなります。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤田委員

12 番、藤田です。83 番の譲渡人は高齢であり、息子は障害があるため耕作できないということです。84 番の譲渡人は、日向市平岩に住んでおり、川南町に勤め先があるため耕作できないということです。この 2 件は、先程の事務局の説明のとおり使用貸借で対価がありません。聞いたところ、耕作してもらえれば対価は要らないということで話がついているそうです。85 番の譲渡人は、この地区の公民館の役員をしていて、自分的にも 3 反ほど耕作していますが、この分については耕作できないため依頼したようです。86 番の譲渡人は、美郷町役場の職員であります。東郷町に住んでいるため、仕事柄耕作できないということで依頼したようです。譲受人は 73 歳という年ではありますが、地区の行事等には積極的に参加するような方です。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 83 番から 86 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 83 番から 86 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号 87 番から 89 番ですが、譲受人が同一のため同時審議を行います。事務局の説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号 87 番から 89 番まであわせて説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 70 歳の方です。

受付番号 87 番。譲渡人は、日向市の 65 歳の方です。申請地は、西郷田代字拂川宮ノ上、田 1 筆、1,031 m<sup>2</sup>になります。

受付番号 88 番。譲渡人は、門川町の 88 歳の方です。申請地は、西郷田代字峰ノ前、田 1 筆、727 m<sup>2</sup>になります。

受付番号 89 番。譲渡人は、美郷町西郷田代の 69 歳の方です。申請地は、西郷田代字峰ノ前、田 2 筆、994 m<sup>2</sup>になります。

申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稻となります。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営は、自作地・借入地あわせて 38,473 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

甲斐委員

3 番、甲斐です。87 番の譲渡人は現在日向市に住んでいて、町内の家には年長いた母親が住んでいます。以前別の方に管理をお願いしていたんですが、不慮の事故で亡くなった為、今回の申請となりました。受付番号 88 番・89 番の譲渡人は、女手しかなく管理が難しいため今回の申請となりました。申請地は御田祭の神田の隣であり、道路端の見通しのいいところであるため、荒らすわけにはいかない所です。今現在は地区の者が景観植物を植えて管理しております。何の問題もありません。ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 87 番から 89 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 87 番から 89 番に賛成の方の挙手

を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。  
続きまして、受付番号 90 番の説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号は 90 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 47 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 80 歳の方です。申請地は、西郷田代字構ノ谷他、田 5 筆、5,543 m<sup>2</sup>になります。申請理由は賃借権の設定。利用計画は水稻となります。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営は、自作地・借入地あわせて 13,774 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。なおこの申請地については、現在他の方と貸し借りの契約をしておりますが、後ほど報告案件で合意解約書の提出がありますので説明いたします。9 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

5 番、森田です。ただいま事務局から説明がありましたが、今まで管理されていた方との契約を解約し、新たに譲受人と貸し借りの契約をすることになりました。譲受人は地域では若手であり、年寄りから頼られている担い手であります。問題は無いと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 90 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

山口委員

いいですか。

議長

はい、どうぞ。

山口委員

9 番、山口です。契約期間が 1 年となっておりますが、何か理由があるのですか。

議長

事務局、説明をお願いします。

事務局員

はい。通常 3 年から 5 年、長くて 10 年という契約ですが、今回 3 条申請ですので自動継続という形になりますが、聞いた話では水の便が悪いのでやってみないとわからないという考えがあるのかなと、申請を受け付けるときに感じました。本人の申請で 1 年で受付しております。以上です。

議長

他にありませんか。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 90 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 29 号、非農地の許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

10 ページをお開きください。議案第 29 号、非農地の許可申請について。農地法第 2 条の規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求めます。令和元年 12 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 91 番の 1 件となります。詳細は担当よりご説明いたします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号は 91 番です。受付月日は、令和元年 12 月 16 日。申請人は、美郷町南郷水清谷の 84 歳の方です。申請地は、南郷水清谷字 困ヒ、田 1 筆、現況地目は宅地、面積は 147 m<sup>2</sup>になります。所有者は申請人と同一です。調査月日は、令和元年 12 月 16 日。証明根拠は、農地法施行以前から農地以外の土地であるためとなっております。13 ページが地籍集成図、14 ページが家屋図、15 ページが昭和 40 年代の航空写真であります。探した中でこれが一番古いものになります。16 ページが現況写真になります。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤田委員

12 番、藤田です。ただ今の事務局の説明のとおりであります。農地法施行以前の先代のころから建物が建っており、農地であることがわからなかったそうです。問題ないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 91 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 91 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通りで可決いたしました。  
続きまして、議案第 30 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

17 ページをお開きください。議案第 30 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和元年 12 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 92 番から 95 番までの 4 件となります。あと別紙になりますが、受付番号 96 番 1 件が追加議案として提出されております。詳細は担当よりご説明いたします。

事務局員

19 ページをお開きください。所有権移転関係、受付番号は 92 番になります。所有権の移転を受ける者が、美郷町北郷宇納間の 35 歳の方。所有権を移転する者が、美郷町北郷宇納間の 67 歳の方です。所有権を移転する土地が、北郷宇納間字板木、畑 1 筆、281 m<sup>2</sup>になります。所有権の移転に伴う事項については、申請書明細のとおりであります。移転を受ける者の経営状況は、自作地・小作地あわせて 3,504 m<sup>2</sup>。家族総数 1 名の労力 1 名になります。20 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

10 番、藤本です。この案件は親子間の贈与になります。所有権の移転を受ける者は、高校卒業後から農業しかしないという考えであり、椎茸等をつくっています。所有権を移転する土地は自宅からすぐのところ、いつも本人が野菜つくりに通っています。何の問題も無いと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 92 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 92 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。  
続きまして、受付番号 93 番から 95 番ですが、利用権の設定を受ける者が同一のため同時審議といたします。説明をお願いします。

事務局員

21 ページをお開きください。受付番号 93 番から 95 番ですが、設定を受ける者が同一のため一括して説明いたします。

利用権の設定を受ける者が、美郷町北郷入下の合同会社です。

受付番号 93 番。利用権を設定する者は、美郷町北郷入下の 82 歳の方です。利用権を設定する土地は、北郷入下字井川、田 2 筆、2,286 m<sup>2</sup>になります。

受付番号 94 番。利用権を設定する者は、美郷町北郷入下の 74 歳の方です。利用権を設定する土地は、北郷入下字柳瀬、田 1 筆、3,112 m<sup>2</sup>になります。

受付番号 95 番。利用権を設定する者は、日向市の 76 歳の方です。利用権を設定する土地は、北郷入下字柳瀬、田 1 筆、937 m<sup>2</sup>になります。合計 4 筆、6,335 m<sup>2</sup>になります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。設定を受ける者の経営状況は、小作地のみ 28,930 m<sup>2</sup>になります。構成員数は 3 名の労力 3 名。利用権設定区分は新規になります。22 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。利用権の設定を受ける者は、ライスセンターを経営している合同会社です。利用権を設定する者は、高齢であり体調に不安を抱えているため耕作が出来ないということで、管理をお願いすることになったそうです。今回の利用権を設定する土地の周辺は、設定を受ける者がほとんど預かって管理しております。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 93 番から 95 番について質疑にある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 93 番から 95 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、別紙の追加議案、受付番号 96 番の説明をお願いします。

事務局員

別紙をご覧ください。受付番号は 96 番です。利用権の設定を受ける者が、宮崎県農業振興公社。利用権を設定する者が、日向市の 46 歳の方です。利用権を設定する土地は、北郷宇納間字中角他、田 3 筆、4,519 m<sup>2</sup>になります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。利用権設定区分は新規。中間管理

事業の活用になります。次のページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

1 番、菊池です。利用権を設定する者は日向市在住で、県庁に勤めております。両親は町内に住んでいますが、最近足が悪く所有農地全部の管理は出来ないということで、中間管理事業を利用して今回の申請になりました。実際は畜産農家が管理するということです。よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 96 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 96 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第 12 号、農地の賃貸借合意解約書について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

23 ページをお開きください。報告第 12 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和元年 12 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

24 ページをお開きください。先程の第 3 号案件、受付番号 90 番で審議をしていただいた土地の合意解約書になります。西郷田代字構ノ谷、田 3 筆、農地法第 3 条で平成 29 年 4 月 1 日から 3 年間の賃貸借契約でしたが、令和元年 12 月 16 日をもって解約となりました。

次に 26 ページ。同じく先程の第 3 号案件に関連がある合意解約書になります。西郷田代字上ノ小川、田 2 筆、基盤強化法で平成 30 年 6 月 1 日から 5 年間の賃貸借契約でしたが、令和元年 12 月 16 日をもって解約となりました。以上です。

事務局員

続きまして 28 ページです。西郷田代字下村、田 1 筆、基盤強化法で平成 26 年 12 月 26 日から 10 年間の賃貸借契約でしたが、令和元年 11 月 26 日をもって解約となりました。以上です。

議長	報告ですが、何か質疑はありますか。
	<なし>
	それでは続きまして、報告第 13 号、農地改良届について、事務局の提案理由説明を求めます。
局長	30 ページをお開きください。報告第 13 号、農地改良届について。農地改良届出書の提出があったので報告する。令和元年 12 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。詳細は担当がご説明いたします。
事務局員	31 ページをお開きください。農地改良の種類は嵩上げ。農地改良を必要とする理由は、隣接する林道との高さをあわせ乗り入れやすくするためとなっております。盛り土は、渡川ダム湖内堆積土砂を使用するということです。土地の所在は、南郷上渡川字小野々原の 3 筆で、改良後の利用計画はシキミとなっております。工事予定は令和元年 12 月 9 日から令和 3 年 3 月 31 日完了予定となっております。32 ページが地籍集成図、33 ページが位置図、34 ページが国調地籍図、35・36 ページが現況写真、37～39 ページが平面図・横断図になります。以上です。
議長	何か質疑はありませんか。
	続きまして、報告第 14 号、農地用途変更届について、事務局の提案理由説明を求めます。
局長	40 ページをお開きください。報告第 14 号、農地用途変更届について。農地の用途変更届の提出があったので報告する。令和元年 12 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。詳細は担当がご説明いたします。
事務局員	41 ページをお開きください。届出人は、西郷田代の方です。土地は西郷田代字尾澤、田 1 筆、393 m <sup>2</sup> になります。変更後の用途は、農業用施設用地。令和 2 年 1 月 10 日着工令和 2 年 3 月 15 日完了予定となっております。隣接地は本人名義のもの以外ありません。42 ページが地籍集成図、43 ページが配置図、44 ページが現況写真になります。以上です。
議長	地区担当委員が森田委員になりますが、説明がありましたらお願いします。
森田委員	5 番、森田です。何度か現地を確認に行きました。事務局にも何度も相談に行ったと聞いておりますので問題ないと思われれます。以上です。
議長	私から 1 つ質問よろしいですか。床はセメントを張るのですか。

事務局員

そこまでの確認はしておりませんが、ちゃんとした倉庫を作るということでしたので、多分セメントは張ると思われます。

議長

わかりました。  
他にありませんか。

<なし>

それではこれで、本日の議案の審議をすべて終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。  
以上を持ちまして、令和元年第 11 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。  
一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 菊田 正光

美郷町農業委員会 委員 竹田 親吏

美郷町農業委員会 委員 菊池 勇夫